

仕様書（提案時）

- 1 委託件名

シンガポールにおける食の販路開拓業務委託

2 目的

食の海外輸出に取り組む事業者にとって、シンガポールは人気が高いマーケットであるが、外食市場が大きい地域であるため、小売店だけでなく飲食店や飲食店への商流を持った企業に対しアプローチしていく必要がある。

シンガポールにおいて、飲食店や飲食店への商流を持った企業を中心とした現地企業と地場企業の商談機会を創出し、更なる輸出の促進を目指す。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

福岡市及びシンガポール

5 事業概要

実施期間（予定）：令和 8（2026）年 2 月～3 月頃

場 所（予定）：シンガポール

商談件数（目標）：約 30 件

対 象：福岡市内もしくは県内の食品企業（以下、「福岡側企業」）10 社程度

シンガポールの飲食店もしくは飲食店に商流のある企業（以下、「シンガポール側企業」）10 社程度

取扱商品：20 商品以上

6 業務スケジュール（予定）

令和 7 年 11 月：契約締結

令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月：参加事業者・参加商品等募集、決定

令和 8 年 2～3 月：プロモーション実施

令和 8 年 3 月 31 日：報告書提出、契約満期

7 業務内容

提案競技への参加にあたって提出する企画提案書の内容は、以下の項目とする。

（1）全体運営

本業務を遂行するにあたり、必要な運営体制を構築し、提案書に記載すること。

・本業務の実施に伴う管理責任者の選定と管理責任者の業務実績

管理責任者を 1 名以上選定し、その管理責任者が有する資格を明記するとともに、選定した管理責任者が、過去に主たる責任者として実務経験のある業務の実績を作成すること。

- ・その他、本業務を遂行するにあたり、必要な措置を講じること。

(2) 企画提案内容

① 商談機会の創出（必須）

- 福岡側企業とシンガポール側企業が商談する機会を創出すること。
※商談件数及び参加企業数（見込み）を明記すること。
- 商談はシンガポール国内での開催とすること。
- シンガポール側企業については、福岡側企業の商品へ関心が高く、購買意欲がある企業を選定し、具体的に提案すること。
- 福岡側企業・商品の選定については、発注者と協力して行うこと。
- 商談の企画にあたっては、オンラインでの商談や受託者による代行商談を行う等、可能な限り福岡側企業が参加しやすい条件を設定すること。
- 商談参加にかかる福岡側企業の費用負担があれば、明記すること（サンプル提供費や輸送費等）。
- その他、より成約・継続取引につながるような提案とすること。

② 成約につなげるための取組み

- 試食会の開催、メニュー開発・企画等、より成約につながる企画があれば提案すること。

③ その他、以下の事項について記載すること（必須）

- 本業務と類似の業務実績（契約の名称と相手方、契約内容及び金額）
- 経費見積書及び積算内訳書
※見積金額の内訳が分かる積算内訳を作成すること。
項目、数量、単価、金額を明らかにすること。
- 全体事業スケジュール

(3) 創意工夫（加点項目）

仕様書にない内容であっても、事業目的の達成に資するものや、円滑な運営に寄与するものであれば、自由に盛り込めるものとする。ただし、必ず提案上限金額の範囲内で実施すること。

8 成果物

報告書（紙原本1部及び電子データ）

- 業務終了後は、7 についての実績及び成果等を内容とした実施報告書を提出すること。特に商談結果・成約見込み（件数・金額等）については、参加企業へのアンケート等を行い、できる限り定量的に記載すること。

9 留意事項

- （1）本業務の履行にあたっては、福岡市と綿密に協議・調整の上、実施すること。
- （2）取扱商品数については、申請状況により増減の可能性がある。
- （3）本業務の履行にあたって、対象事業者から得た情報は、本業務のみでの利用とし、この契約で知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用することが無いようにすること。
- （4）本業務により発生した各種支払いについて、日本国及び現地法令等に従い、適切に処理を行うこと。
- （5）上記に定めのない事項に関しては、事前に福岡市と協議し決定すること。